

2 NPO等への財政支援制度について

H31.4.1現在

単位:円

市町村	内容	交付要件	補助率	上限額	補助額
岐阜市	市民活動支援補助金	(共通要件) ①岐阜市に在住、在勤、在学する人が過半数を占める5人以上のグループで岐阜市内を拠点に、地域社会の課題解決を目的とする自主的・公益的な事業 ②1団体1事業で、補助決定後から令和2年3月31日までに終了できる事業 ③他の公的資金助成を受けていない事業 ④特定の政党活動・宗教活動・営利活動を目的としない事業			
		(新規事業支援) 1事業につき1回	4/5	80,000	
		(拡充事業支援) 1事業につき3回	2/3	200,000	
大垣市	市民活動助成	登録した市民活動団体が行う事業で他の公的助成を受けていないもの	2/3	250,000	
	初めの一步助成	登録後3年以内の市民活動団体が行う事業で他の公的助成を受けていないもの	10/10	100,000	
	市民活動団体設立助成	登録後3年以内の市民活動団体の設立に伴い必要となる備品購入等	10/10	20,000	
高山市	高山市市民活動団体設立補助金	5人以上の会員を有し、市内で活動が行われ、入会に制限がなく、代表が会則や規約で定められた特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する活動を行う団体を市民が自主的に設立する場合に、活動を開始するために必要な経費を補助する。	1/2	30,000	
	高山市市民活動事業補助金 活動促進事業	高山市市民活動団体登録要綱に基づき、市に登録した市民活動団体が自らが行う地域の活性化及び課題解決につながることも特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する活動を行うこととする際、補助金を交付する。	1/2	300,000	
	高山市市民活動事業補助金 協働促進事業	高山市市民活動団体登録要綱に基づき、市に登録した市民活動団体が地域(町内会やまちづくり協議会等の地域住民によって組織される団体)や他団体(政治、宗教を目的とした団体は除く。)と協働して地域の活性化及び課題解決につながることも特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する活動を行うこととする際、補助金を交付する。	10/10	200,000	
多治見市	多治見市まちづくり活動事業補助金	ソフト事業(まちづくりを行う団体の創意と工夫にあふれた自主的、主体的な事業)に対して交付。 多治見市内に主な活動場所を有し、構成メンバーの数が3人以上であること。 応募する事業を責任持って運営、実施し、終了後所定の実施報告ができること。 政治、宗教、営利事業を目的としないこと。	1/2	500,000	
	多治見市特定非営利活動法人設立補助金	特定非営利活動法人設立の際に交付	なし	50,000	
	多治見市まちづくり活動に係る施設整備補助金	ハード事業(まちづくりを行う団体が実施する活動のための施設等整備)に対して交付。 多治見市内に主な活動場所を有し、構成メンバーの数が3人以上であること。 応募する事業を責任持って運営、実施し、終了後所定の実施報告ができること。 政治、宗教、営利事業を目的としないこと。	3/4	2,250,000	
関市	関市ときめき市民活動助成金	市民活動団体のはじめの一步支援、小さな活動から開始することで将来的な公益に資するもの(初動支援型事業)	10/10	50,000	
	関市きらめき市民活動助成金	NPO法人及び市民活動団体の活動のうち不特定多数の者の利益の増進に資する事業(市民提案型事業)。	2/3	1,000,000	
	関市いきいき市民活動助成金	行政から提案される課題をNPO又は市民活動団体が解決する。(協働型事業)	10/10	市が提示する額	
	関市ソーシャルビジネス支援助成金	市内において現に事業を行い、新たなソーシャルビジネスの計画を有し、または市内においてソーシャルビジネスに係る起業を申請年度内に行う予定である事業団体(法人(民間企業、NPO法人等)、任意団体、個人事業主等)が行う、以下の要件を満たす事業 (1)子育て、福祉、環境、まちづくりその他の市が抱える地域の社会的課題を解決し、又は地域の活性化を図る事業(以下「社会的課題等の事業」という。)であること。 (2)市内で行う事業で、申請年度内に完了できるものであること。	1/2	150,000 ※2年目100万円 ※3年目50万円	
	関市地域づくり支援交付金	関市地域委員会規則に基づき、地域委員会が行う地域振興計画に基づくまちづくり活動において実施する事業に対し、関市地域づくり支援交付金を交付する。		3,000,000 ※地域委員会の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日を経過した地域委員会の交付金の額については、別に定めあり	
中津川市	がんばる地域サポート事業	互いに助け合うコミュニティづくりを進めるため、市民が主体となって各地域の創意と工夫を活かした地域づくり活動を行う団体に対して行う補助。補助対象事業は、補助対象者が実施する事業で、次に掲げる部門の区分に応じるものとする。 ・絆づくり部門・・・(1)地域課題の解決など住みよい地域づくりに寄与する事業 (2)地域の特色を活かした地域づくりに寄与する事業 (3)前2号に掲げるほか、地域づくりの進展に寄与する事業 ・協働部門・・・上記の事業で団体の創意工夫に基づき当該団体及び市から提案された事業(行政と協働して実施するものに限る。) ・立ち上げ部門・・・上記事業を行うための団体設立準備事業若しくは非営利活動を目的とするNPO法人等の設立に向けた準備事業	10/10	絆づくり部門・・・200,000(最長3年間) 協働部門・・・300,000(1年間) 立ち上げ部門・・・50,000(1年間)	
美濃市	美濃市心豊かな人づくり・活気ある地域づくり事業補助金	人材育成、地域等における自発的な活性化活動等を奨励・助長し、住み良い活気ある地域づくりの推進に資するための事業を実施する市民又は市民団体に対し補助金を交付。 最長3年間。	3/4	1,000,000	
	美濃市地域の絆づくり支援事業等補助金	自治会、又は市民で構成する団体が主体的に行う事業で、地域のつながりや絆を深める取り組みに要する経費を助成することにより、地域の連帯感や地域への帰属意識の高揚及び地域の活性化を図ることを目的とする	10/10	1,500,000	
		地域課題の解決を図ろうと地域社会貢献事業を行う市民団体のNPO法人の設立に対し、設立に要する経費、当初管理運営に必要な経費への補助金を交付。 (1) 市内に主たる事務所の所在地を置くこと (2) 年間を通じて活動していること (3) 10人以上の会員を有し、その半数以上が市民であること (4) 同一年度内に、美濃市及び他の団体等から経費の補助を受けないこと	10/10	200,000	

瑞浪市	瑞浪市夢づくり地域交付金	地域が自ら考え、自ら行うまちづくりの活動を支援するため、住民により構成された地区まちづくり推進組織に対し交付する。 交付対象事業 (1)通常事業(防災・防犯に関する事業等の12分野の事業) (2)ステップアップ事業(地域の活性化や課題解消のために効果の高い事業で、一時的に多大な事業費が必要となる事業または地域が継続的に実施する通常事業をさらにステップアップさせる事業) (3)通常事業の交付金の加算(「瑞浪市夢づくりチャレンジ研究室からの提案の一部又は全部を採択して行う事業」を実施する場合、1地区につき1事業まで、30万円を上限に通常事業分の交付金に加え、加算することができる)	10/10	(1)予算額 10,000千 円に対し、 均等割 50%、人 口割50% (2)3,000,00 0円 (3)300,000 円	
	瑞浪市地域コミュニティ活動推進事業補助金	地域の自主的なまちづくりと住民福祉の増進及びコミュニティ活動を支援するため、地区まちづくり推進組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 補助対象事業 (1)まちづくり組織を編成し、組織の育成及び強化のために行う事業(コミュニティ施設整備事業関連を除く) (2)(一財)自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業		予算の範囲 内で市長の 定める額	
	瑞浪市夢づくり市民活動補助金	市民と行政の協働のまちづくりを進めるにおいて、公益的な活動を行う市民団体の活動に対し補助金を交付する。 補助対象団体 (1)公益的な活動を行う団体であること。 (2)市内に主な活動場所を有し、構成員の数が5人以上であること。 (3)構成員の過半数が瑞浪市民であること。 (4)政治活動、宗教活動及び営利活動を団体の主たる目的としていないこと。 補助対象事業 (1)不特定多数の市民の利益増進に資する事業 (2)地域社会の活性化に資する事業	1/2	500,000	
羽島市					
恵那市	恵那市まちづくり市民活動補助金	第2次恵那市総合計画の基本目標達成に向けて、市民活動団体等が主体となり、市全域を活動範囲として、将来展望を見据え取り組むソーシャルビジネス的な活動及び公共的な分野別課題の解決に向けたまちづくり活動等に対して助成。 【対象団体】 ・市内を拠点に活動している構成員が5人以上の団体で、半数以上が市内在住者。 ・会則を持ち、代表者を定め、会計処理が適正に行われており、組織として意思決定ができる。 ・宗教及び政治に関する活動、公序良俗に反する活動を行わない団体 【対象事業(ソフトのみ)】 ・安心して暮らすための活動 ・生命と財産を守るための活動 ・まちの魅力を高めるための活動 ・便利に暮らすための活動 ・いきいきと暮らすための活動 ・みんなでまちをつくるための活動 ・まちを元気にするための活動 ・上記活動を推進するための調査、研究、計画づくりのための活動	10/10	400,000	
美濃加茂市	美濃加茂市まちづくり協議会活動交付金	美濃加茂市まちづくり協議会設置要綱(平成21年美濃加茂市訓令第82号)および美濃加茂市まちづくり協議会活動交付金交付要綱(平成23年3月30日訓令第31号)に規定するまちづくり協議会(以下「協議会」という。)が行う事業。	10/10	予算の 範囲内	
土岐市	土岐市まちづくり支援事業費補助金	5人以上(半数以上が市民)で会計規程等が整備されており、自主的に公益的なまちづくり活動を行う団体	ハード事業 8/10以内 ソフト事業 1/2以内	4,000,000 250,000	
各務原市	各務原市まちづくり活動助成金	市民によるまちづくり活動の促進とNPOや市民活動団体の成長を目的に団体が行う活動や事業に要する経費(食糧費は除く)の一部を助成する。助成対象となる事業の条件、応募資格団体の条件を満たさなければいけない。 【スタート助成】 設立後3年未満の団体を対象に連続2回まで 【まちづくり助成】 設立後3年以上の団体を対象に連続2回まで	1年目 2/3 2年目 1/3	スタート助 成 1年目 100,000 2年目 50,000 まちづくり 助成 1年目 300,000 2年目 150,000	
可見市	まちづくり活動助成事業	【まちづくりスタート助成】 これからまちづくり活動を始めようとしている団体が行う調査・研究活動に対して助成 助成回数限度:一団体につき連続2回まで ただし、食糧費や団体の経常的な運営経費は対象外	1/2	50,000	
		【まちづくり活動助成】 可見市を中心として行われる創意工夫にあふれた活動に対して助成 助成回数限度:同一の活動につき通算3回まで ただし、食糧費や団体の経常的な運営経費は対象外	1/2	200,000	
	まちづくり協議会活動支援	可見市市民参画と協働のまちづくり条例に定める要件を満たし、市からまちづくり協議会の認定を受けた団体に対し、協議会活動に必要な経費を予算の範囲内で助成するものただし、まちづくり協議会員への報酬、賞金等まちづくり協議会員の食糧費、市長が除くべきものと認めた費用及び特定財源は対象外 前項の規定にかかわらず、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとします。	10/10	予算の 範囲内	

山口市	山口市協働のまちづくり活動補助金	<p>山口市まちづくり基本条例の理念を具体化しようとする活動に要する経費の一部を支援する補助金</p> <p>【対象団体】 (1) 市内に活動拠点をもち、申請当該年度内に山口市まちづくり基本条例の理念を具体化しようとする活動を行い、又は行う予定があること。 (2) 組織の設置を、定款、会則その他これに準ずるもので定めていること。 (3) 年間の事業計画を有し、団体の収支が明確であること。</p> <p>【対象事業】山口市まちづくり基本条例の理念を具体化しようとする、次のいずれにも該当する事業 (1) 対象団体の年間の活動計画において実施される事業 (2) 自主的かつ公益的な事業 (3) 新規性又は拡充性のある先駆的事业 (4) 単年度で実施する事業</p>	4/5	予算の範囲内 200,000	
瑞穂市					
飛騨市	飛騨市まちづくり活動支援補助金	<p>・5人以上の構成員を有し、その過半数が飛騨市内に在住、在勤又は在学する団体、かつ自主的かつ公益的な事業を行う団体の設立に要した費用を補助する</p> <p>・団体の設立に対し、他の公的資金による助成を受けている団体、特定の政党活動、宗教活動又は営利活動を目的とする団体は補助の対象としない。</p>	1/2	200,000	
	飛騨市小さなまちづくり応援事業助成金	<p>以下の条件に合う団体に対し助成する。 その審査は、市民参加型とし、市民の前でプレゼンを行うコンペ式で行う。 ・平成30年度中(平成30年4月1日～平成31年3月31日)に行う、以下の要件をすべて満たす事業プランとする。</p> <p>ア 飛騨市が元気になる事業プラン イ 地域に根付いていくことを目的とした事業プラン ウ 助成金の交付決定後に行う事業プラン エ 他の補助金等の交付対象になっていない事業プラン (別事業の対象になる場合は、別事業が優先)</p> <p>ただし、以下の事業プランを除く。 ア 特定の団体及び個人の直接的な利益を目的とした事業プラン イ 宗教活動や政治活動を目的とした事業プラン</p> <p>・主に市内で活動を行っている各種団体(規約等が整備されている団体等に限る) ただし、以下の団体等は対象外とする。 ア 構成員が3人未満の団体 イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体 ウ 暴力団や暴力団員の統制下にある団体 エ 団体名の口座を所有していない団体</p> <p>部門を新設し、より新しいまちづくりを実施するきっかけとなるように助成率等を設定</p> <p>・種まき部門 実施初年度の事業 ・若葉部門 2・3年目の事業 ・花盛り部門 4年目以降の事業</p>	種まき最大 8/10 若葉最大 8/10 花盛り最大 5/10	種まき 500,000 若葉 300,000 花盛り 200,000	
本巢市	本巢市市民活動助成金	<p>(共通要件) ①5人以上で構成される団体であって、その構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は 在学していること ②営利を目的とせず、公益性を有する活動を行っていること ③主な活動が市内で行われていること</p> <p>(市民活動ステップアップコース) 年間を通して計画的に実施され、複数年の継続した活動により実施される事業。ただし、助成を受けられる回数は、1事業当たり5回限りとする。</p> <p>(市民活動フォローアップコース) ステップアップコースの助成を5回受けた事業であって、以降も自主財源を確保し、地域課題解決を図るために継続して実施される事業。ただし、助成を受けられる回数は、1事業当たり5回限りとする。</p> <p>(市民提案イベント実施コース) 助成対象団体が自主的、主体的に企画実施する公益性の高いまちづくり事業。ただし、継続性がない、又は低いものに限る。</p> <p>(市提示事業協働実施コース) 市が提示する、地域課題の解決及び地域の活性化を図る協働事業で、助成対象団体が主体的に実施するもの。</p>	1回目 90% 2回目 80% 3回目 70% 4回目 60% 5回目 50%	200,000	
			30%	150,000	
			100%	500,000	
			100%	市が提示した額	
郡上市	郡上市魅力ある地域づくり推進事業補助金	<p>市民が自主的に取り組む地域課題を解決するための活動に対し補助金を交付。支援対象となる団体は、郡上市内での「地域づくり活動」で、公益に資する事業を行う、おおむね10人以上の団体(規約を制定し、会費を徴収していることが原則)としている。</p> <p>(1)地域課題解決部門 自治会及び地区会等による地域づくりの目標や課題解決策を盛り込んだ計画の策定及び計画のアクションプランに基づいた活動 (2)市民活動部門 市民活動団体が行う地域づくり活動 (3)Good郡上プロジェクト部門 市内の中高校生が出した地域課題を解決するためのアイデアを実現する活動</p>	(1)10/10 (2)1/2 (3)10/10	200,000	
	行政提案型協働事業	市が提示する課題(事業)に対して、団体が具体的な事業の実施方法を提案し、団体と市とが協議しながら事業を実施する委託事業。		5,000,000	
	団体提案型協働事業	団体が公益的な事業の実施を市に提出し、団体と市とが協働して取り組むことによって、地域課題や社会的課題の解決が図られる事業に対して、事業費のうちの市民協働の領域区分に応じて決定した額を市が支出する。		1,000,000	
下呂市	下呂市地域振興事業補助金	<p>(活動支援) 補助金の交付を受けることができる団体は、市内に活動拠点を有する団体で、次に掲げる要件を備えるものとする。ただし、政治活動、宗教活動もしくは営利活動を行うものを除く。 ・地域振興、地域活性化を目的として、自主的かつ自立的にまちづくり活動を行っていること。</p> <p>・過半数が下呂市内に在住する5人以上の構成員を有すること。 ・団体の定款又は規約を有すること。 ・年間の活動計画を有し、団体の収支が明確であること。 ・市から他の補助金等の交付を受けていないこと。</p>	4/5	200,000	

海津市		市内で市民活動を行っている(行おうとしている)団体に対して補助(営利・政治・宗教・選挙活動は除く) (1)市民提案型事業 市民の視点により企画された、市民が感じている公共的課題の解決や地域の活性化につながる協働事業の提案に対し補助 ※テーマは自由 (2)行政提案型事業 市が市民と協働で取り組みたい課題やテーマを示し、それに対する具体的な事業の企画提案に対し補助	(1)1/2 (2)10/10	(1)300,000 (2)3,000,000	
羽島郡	岐南町	岐南町提案型協働事業補助金	地域の多様な課題を解決するため、新たな発想及び手法を提案し、町と協働して主体的に事業を行う団体等(町内に活動拠点があり、自主的にまちづくりに貢献する団体で、町民を含む5名以上で構成されていること)に対し、交付する。	10/10	150,000
		自治会絆づくり交付金	地域の絆を深め自主的、主体的な地域活動の推進を図るとともに、地域住民の協働を進めることを目的とし、自治会に交付するもの。町が行う事業の移行や依頼する事業でなく、地域の課題に対して各地域で行う事業や町ができないような事業などが対象。	10/10	予算の範囲内
	笠松町	協働型町民活動促進事業補助金	補助金の対象となる団体は、以下の要件をすべて満たすものとする。 (1)町内に活動拠点、事務所等を有する団体(25人以上で構成される団体)(3)当該団体の構成員が過半数以上の町民で構成される団体(4)規約、会則等を有する団体(5)当該団体において会計処理ができる団体であり、未成年者のみで構成される団体並びに営利活動、政治活動及び宗教活動を目的とする団体は対象としない。 補助金の交付の対象となる事業は以下の要件をすべて満たすものとする。 (1)公益性が認められる事業(2)町内で実施される事業(3)団体が主体的に実施する事業(4)当該年度に完了する事業(5)営利、政治及び宗教を目的としない事業	10/10	なし
養老郡	養老町	養老町特定非営利活動法人設立支援事業補助金	下記のいずれにも該当するNPO法人で、平成24年4月1日以後に認証を受けたNPO法人の設立に要した経費について補助。 (1)町内に主たる事務所を有し、主に町内で活動し、今後も引き続き町内で活動を行う予定の団体であること。 (2)役員2分の1以上が町内に住所を有すること。	10/10	50,000
		養老町特定非営利活動法人初期活動支援事業補助金	下記のいずれにも該当するNPO法人で、登記完了後三年度以内(登記完了した年度を含む。)における当該NPO法人の初期活動に要する経費を補助。 (1)町内に主たる事務所を有し、主に町内で活動し、今後も引き続き町内で活動を行う予定の団体であること。 (2)役員2分の1以上が町内に住所を有すること。	10/10	100,000
不破郡	垂井町	垂井町地区まちづくり協議会交付金	垂井町地区まちづくり協議会に関する規則に基づき、小学校区を単位とする地区に1団体とし、地域の課題解決や特性を活かしたまちづくりの推進に取り組み団体に交付する。 交付対象事業 ・生涯学習事業 ・地域ふれあい事業 ・協働のまちづくり推進事業 ・その他地区協議会の目標を達成するために必要な事業	10/10	15,890,000
		関ヶ原町	関ヶ原町地域活性化振興補助金	関ヶ原町の地域社会の健全な発展を目指す、自主的・主体的な地域活性化のための事業を支援するため、予算の範囲で補助金を交付する。 交付対象 町内に勤務若しくは住所を有する者又は団体 補助の対象 1)人材の育成事業 2)観光資源・特産品の調査研究、開発事業 3)国際・国内交流事業 4)伝統芸能・文化の継承事業 5)自治会及び各種団体が行う地域おこしに関する事業	1/2
安八郡	神戸町				
	輪之内町				
	安八町				
揖斐郡	揖斐川町	揖斐川町「小さな一歩」応援事業補助金交付要綱	主たる活動の場及び事務所が揖斐川町内にあり、3人以上の町民を含む会員で組織し、かつ、地域づくりのための活動をおおむね6か月以上取り組んでいる団体が、町の特性、歴史及び地域資源を活用したまちづくり、まちづくりを担う人材の育成、地域コミュニティの育成、地域の課題の解決、その他次世代につながる時間軸の長い事業の実施に要する経費	10/10	200,000円 予算の範囲内
		大野町			
	池田町	法人設立事業支援金 町民くらしづくり活動事業支援金	池田町内に主な活動場所を有し、その構成員の過半数が池田町内に在住、在勤又は在学していること、規約、会則、定款等を有していること。支援金交付申請書の提出時において一事業年度以上継続的に活動をしていること。法令、条例等に違反する活動をしていないこと。公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。		50,000 100,000
本巣郡	北方町	まちづくり活動助成金	代表者を含む団体メンバーの半数以上が本巣町内に在住、在勤する5人以上の団体。対象は地域住民の創意と工夫にあふれる自主的な住民主体のまちづくり活動、及びその活動の成果が将来的に北方町の住みよくなるまちづくりにつながる活動全般とし、別に定める審査機関が認めたまちづくり活動とする。	10/10	300,000
加茂郡	坂祝町	地域活性化補助金	自治会、ボランティア活動団体及び任意の自主的団体が、町内において行うまちづくりの活動に対し助成し、住民参加のまちづくり意識の高揚を図る。 団体の活動に必要な資機材及び消耗品等の購入又は印刷に要する経費の一部に対して補助する。		100,000
		花づくり推進事業	町内で花づくりを行う各種団体に対して助成し、住民が自然環境への関心を高めるとともに、地域コミュニティ活動を推進する。 老人クラブ及び身体障害者福祉協会に対しては、申請に基づき花苗及び肥料等を現物で支給する。	10/10	予算の範囲内
	富加町	住民提案型協働事業補助金	公益事業としてのまちづくりに関する住民活動を通して、地域コミュニティの活性化や特色あるまちづくりを促進するとともに、住民のまちづくりに対する参加意識を高め、住民が主体で行うまちづくり事業を推進するため、補助金を交付する。	10/10	100,000
		団体自主開催事業補助金	富加町の住民による文化活動の充実を図り、富加町の文化振興に資する目的で、タウンホールとみかを使用し、展示活動を実施する。地域の文化振興普及に係る活動を行うことを主たる目的として設置された富加町の住民を中心として構成される事業実行委員会・富加町の住民を中心として構成されるアマチュアの芸術団体を補助対象とする。	1/2	1,000,000
	川辺町	川辺町みのかも定住自立圏構想共生ビジョン事業助成金	第2次みのかも定住自立圏基本構想に定義される「都市圏とのつながりをつくる」又は「新しい公共の実現」を目指し、美濃加茂市との協働事業を実施する住民活動団体等の創意と工夫のあるれたまちづくり活動に対して助成する。 ・構成員が5人以上の団体で、かつ構成員の少なくとも1人が居住、通勤又は通学していること。 ・継続的な活動が行われ、又は行われることが見込まれる団体等。 ・ハード事業(活動拠点施設整備)は、ソフト事業と組み合わせて行うこと。	10/10	100,000~ 2,000,000

七宗町	七宗町農産物加工開発育成支援助成金	七宗町の農業の振興と活性化を図る。 ・町内で活動していること ・2人以上で組織する農産物加工開発を行う団体 ・地域農産物を生かした農産物加工の開発及び販売支援に要する経費	10/10	150,000		
	七宗町絆でつくるまちづくり交付金	生活の営みにより作られた景観や環境を守り活用することで地域資源の保護と地域経済の発展を目的とする活動に要する経費の補助 ・豊かな自然を愛し、文化と歴史を守る事業	10/10	100,000		
八百津町	八百津町協働のまちづくり事業施設等整備費補助金	地域の振興と活性化等に寄与する創意と工夫にみちた自主的なまちづくり活動を推進するため、商工会、NPO、町民活動団体が行う施設等の整備事業の支援をする。 ・まちづくりに資する施設の新設や改良、保全等を行う事業で5年以上継続して運営する施設を対象とする。	9/10	5,000,000		
	八百津町協働のまちづくり事業補助金	町民と行政のパートナーシップにより魅力あるまちづくりを推進するため、地域の活性化に向けた町民の自主的な活動を支援をする。 ・5名以上の構成員を有し、その過半数が八百津町内に在住、在勤又は在学する団体であり、町内に活動拠点を有し、町内で活動を行い、政治活動や宗教活動を目的としていないこと。 ・対象事業は、地域の活性化や課題解決を目的に、新たに取り組む事業や既存の活動を拡充する事業で、町民の自発的な参加によって行われる公益性のある事業。その他まちづくりに必要と認める事業。 ・5年を限度とする。	2/3	1年目 500,000 2年目 400,000 3年目 300,000 4.5年目 250,000		
白川町	白川町まちおこし推進事業補助金	①イベント振興事業 イベント実施に係る組織体制づくり、イベント開催のための運営会議、ポスター作成等に要する経費 ②まちおこし文化事業 1. 芸術文化(美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台芸術等)の向上 (1)研修費、制作活動費 (2)児童、青少年の国内派遣費 2. 伝統文化等の継承 (1)伝統芸能の復興活動に要する経費 (2)保存団体等の国内派遣費 3. 文化の国際交流: 国際化推進のための研究会、懇親会等に要する経費 ③にぎわい創出事業 1. 会議の開催、PRに要する経費 2. 備品の作製、購入等に要する経費 3. 事業の運営、施設の設置及び撤去等に要する経費 ④活性化資源調査研究事業 1. 特産品の試作等に要する経費 2. 生産技術の調査、修得に要する経費 3. 流通調査及び開拓に要する経費 4. 地域開発のための調査に要する経費 ⑤NPO等スタート・ステップアップ事業 1. ひとづくり(子ども・若者の心身の健全な成長に資する活動) 2. 安心づくり(子ども、女性、高齢者、障がい者等の社会的弱者を支える活動) 3. ふるさとづくり(自然や歴史伝統文化を生かした住みよい環境をつくる活動) ⑥その他の事業 町長が特に町おこしに寄与すると認めた事業の事業費のうち、上記の経費内容に準じた経費	① なし ② 1/2 ③ なし ④ なし ⑤ なし ⑥ 1/2	① 300,000 ② 1,000,000 ③ 200,000 ④ 300,000 ⑤ 300,000 ⑥ 300,000		
	東白川村	東白川村地域づくり事業補助金	交流イベント等の開催など、東白川村の活性化を推進すると認められる事業に要する経費		予算の範囲内	
可児郡	御嵩町	御嵩町地域づくり活動助成金交付事業	① 自ら活動を企画し、自主的に取り組む団体であること。 ※地域課題を解決するために創意と工夫にあふれる活動や地域の特徴、特性、地域資源をいかした活動であること。 ② メンバー間の親睦、個人の学習、趣味などを目的としていないこと。 ③ メンバーが5人以上で、町内に在住、在学又は在勤する者が半数を超えていること。 ④ 町内を拠点として活動をおこなう団体であること。 ※町のイベントに積極的に参加し、広く募集をかけた、活動のPRを行う意欲があること。 ⑤ 会則、規約等を定めていること。 ⑥ 政治、宗教、営利目的の売買を目的とした活動でないこと。 ⑦ 暴力団でないこと、又は暴力団がその活動の運営等に実質的に関与していないこと。 【立ち上げ部門】 上記の要件を踏まえ、新たに地域づくり活動をはじめようとする団体が行う、組織の立ち上げに必要な経費に対して助成を行う。1回を限度とする。	①2/3 ②1/2 ③1/3	①150,000 ②100,000 ③50,000	
		御嵩町地域づくり施設整備助成金交付事業	① メンバーが10人以上で、町内に在住、在学又は在勤する方が半数を超えていること。 ② 町内を拠点として活動をおこなうものであること。 ③ 政治、宗教、営利目的の売買を目的としていないこと。 ④ 会則、規約等を定めていること。 ⑤ 暴力団でないこと、又は暴力団がその活動の運営等に実質的に関与していないこと。 ⑥ 団体が自ら運営するもので、地域の課題を解決するための施設整備、地域の特徴、特性、地域資源をいかした施設整備事業とし、その機能が最大限に活用されるものであること。 ⑦ 施設の維持管理について、団体がおこなうものや地域住民の協力が得られるものであること。 ⑧ 事業用の土地、建物等の所有権等を有する者に対して、本事業を行うことや、本助成事業完了後に、5年以上継続的に使用する承諾を得ていること。(証明文書が必要)	①2/3 ②1/2 ③1/3	①300,000 ②200,000 ③100,000	
	白川村	白川村景観条例に基づく補助金	まちづくり地域団体に対して技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を予算の範囲内において助成する。			
大野郡	白川村	村づくり活動支援補助金	村づくりを行う団体の創意と工夫にあふれた自主的・主体的な活動に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。	1/2	500,000	